

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	44	府省庁名	国土交通省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者関係）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号。以下「漁臨法」という。）は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものであり、かかる措置として、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、漁臨法第7条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する職業転換給付金の支給については、漁臨法第8条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、同法第9条において、当該給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>漁臨法の有効期限は平成30年6月30日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者が発生することが予想される。このため有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であるところ、有効期限延長後も当該離職者に対して支給される職業転換給付金について、個人住民税に係る非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。</p>		
関係条文	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第7条、第8条、第9条		
減収見込額	[初年度] — (▲29) [平年度] — (▲29) [改正増減収額] — () (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために、職業転換給付金を支給しているところ、この目的を十分かつ効果的に達成するため、当該給付金について、個人住民税に係る非課税措置等を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
	政策の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	漁臨法について平成35年6月30日までの5年間延長する予定。
	同上の期間中の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	政策目標の達成状況	平成28年度において、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は9,091,352円(1,566人日)であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。(平成25年度から平成27年度は対象者なし)
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る所得税の非課税措置等の延長
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税及び差押禁止とすることが妥当である。
	ページ	44—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績</p> <p>平成 25 年度 実績なし 平成 26 年度 実績なし 平成 27 年度 実績なし 平成 28 年度 9,091 千円 (1,566 人日)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 28 年度において、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は 9,091,352 円 (1,566 人日) であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。(平成 25 年度から平成 27 年度は対象者なし)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年 延長要望</p>
<p>ページ</p>	<p>44—3</p>